

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成することにより、市民が愛着と誇りを持てるまちを目指していくため、修景事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか居住推進地区 上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和4年4月1日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。
- (2) 修景 周囲の街なみと調和させるための行為で、住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕、色彩の変更等をいう。
- (3) 住宅等 住宅及び住宅以外の建築物並びにその他の工作物をいう。
- (4) 補助対象区域 次のいずれにも該当する区域をいう。
 - ア まちなか居住推進地区及び市長が別に定める直江津区内のまちなか居住推進事業モデル地区の区域
 - イ 上越市景観条例（平成12年上越市条例第2号）第10条に基づく景観づくり重点区域その他景観に関する法令に基づく地区指定等が行われている区域及び行われる見込みがあると市長が別に定める区域（以下「地区指定等」という。）
 - ウ 上越市雁木整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日実施）第2条第1項の規定により雁木の保存・活用地域として指定された区域
- (5) 行為の基準 住宅等の形態、材質、色彩その他地区指定等により定められる行為の基準をいう。
- (6) 施工業者 次のいずれかに該当する住宅関連業者で、住宅等の修景事業を施工するものをいう。
 - ア 市の区域内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所又は事務所。イにおいて同じ。）を有する住宅関連業者
 - イ 市の区域外に本社を有する住宅関連業者で当該住宅等の建築の際に工事を施工したもの（元請業者に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象区域内に住宅等を所有していること。
- (2) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、施工業者に発注して実施する修景事業のうち、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表中欄のいずれかに該当する工事で、行為の基準に適合している事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表右欄に定める額等とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、修景事業を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
 - (3) 資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料
 - (4) 施工内容が分かる図面等
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
却下

(変更申請等)

第7条 補助事業者は、前条の補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業内容変更承認申請書（第3号様式）に同条第1項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の3月15日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

別表（第4条、第5条関係）

区分	補助対象事業	補助金の額等
雁木及び雁木下の歩行面	(1) 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費 雁木の修景及び歩行面の整	補助対象経費に6分の5を乗じて得た額（当該額に

	<p>備、修景に係る経費</p> <p>(2) 雁木の除却費 (1)の工事に伴う雁木の除却に係る経費</p>	<p>1, 000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) とし、中欄(1)に掲げる補助対象事業に対する補助金の額は雁木の延長 1 メートルにつき 30 万円を限度とする。</p>
外観（道路に面する部分に限る。）	<p>(1) 住宅等修景費 住宅等の工事費のうち、外観の修景に係る経費</p> <p>(2) 建築設備等修景費 住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費</p>	<p>補助対象経費に 6 分の 5 を乗じて得た額（当該額に 1, 000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</p>
屋根	住宅等修景費 住宅等の工事費のうち、外観の塗装に係る経費	

第1号様式（第6条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付申請書

年　月　日

(宛先) 上越市長

申請者（所有者）住所

氏名

電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）の交付を申請します。

施工場所	上越市		
施工内容 (□にレ点を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 雁木及び雁木下の歩行面 <input type="checkbox"/> 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 雁木の除却費 (内容 :)		
	<input type="checkbox"/> 外観（道路に面する部分に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅等修景費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 建築設備等修景費 (内容 :)		
	<input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 住宅等修景費 (内容 :)		
事業費	円（消費税を含む。） (うち補助対象経費 円)		
施工予定期間	年　月　日　から　年　月　日　まで		
事業収支	収　入	支　出	
	補助金交付額※	円	工事等に要する経費

	自己資金	円			
		円			
	合計	円	合計		円

添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料 <input type="checkbox"/> 施工内容が分かる図面等
------	--

※印欄は補助対象経費に6分の5を乗じて得た額（1,000円未満を切り捨て）を記入してください。

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、
課の職員が次の公簿等を閲覧し、又は確認することを承諾します。

- (1) 納税状況
- (2) 市の雁木の修繕工事等に係る他の制度の活用状況

申請者

○上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはできません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

○各種法令の遵守に関する承諾

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）の交付を受けて事業を実施するに当たり、各種法令を遵守します。

上記について承諾します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第6条関係）

決定
上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）の交付について、次のとおり決定したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	交 付 決 定 額	円
	交 付 条 件	年 月 日
	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 2 この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 3 上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）交付要綱に従うこと。	
却 下	理 由	

第3号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）事業内容変更承認申請書

年　月　日

(宛先) 上越市長

申請者（所有者）住所

氏名

電話番号

年　月　日付け 第 号で交付決定を受けた上越市まちなか居住
推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変
更の承認を申請します。

施工場所	上越市
変更内容	
施工内容 (変更後) (□にレ点を記入 してください。)	<input type="checkbox"/> 雁木及び雁木下の歩行面 <input type="checkbox"/> 雁木及び雁木下の歩行面の整備費及び修景費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 雁木の除却費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 外観（道路に面する部分に限る。） <input type="checkbox"/> 住宅等修景費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 建築設備等修景費 (内容 :) <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 住宅等修景費 (内容 :)

事 業 費 (変更後)	円 (消費税を含む。) (うち補助対象経費 円)		
施工予定期間 (変更後)	年 月 日 から 年 月 日 まで		
事 業 収 支 (変更後)	収 入	支 出	
	補助金交付額※	円	工事等に要する経費
	自 己 資 金	円	
		円	
	合 計	円	合 計
添 付 書 類 (変更事項に 関するもの)	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 資産証明書その他住宅等の所有者が分かる資料 <input type="checkbox"/> 施工内容が分かる図面等		

※印欄は補助対象経費に 6 分の 5 を乗じて得た額（1, 000 円未満を切り捨て）を記入してください。

第4号様式（第8条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）実績報告書

年　月　日

(宛先) 上越市長

申請者（所有者）住　所

氏　名

電話番号

年　月　日付け 第　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了
したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

施工場所				
補助対象事業の 完了年月日	年　月　日			
交付決定額	円			
事業費清算内訳	収　入		支　出	
	交付決定額	円	工事等に要する経費	円
	自己資金	円		
		円		
	合　　計	円	合　　計	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る契約書の写し及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象事業の実施箇所に係る施工前、施工中及び施工後の状況を撮影した写真			

第5号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）確定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（雁木通りの街なみ形成支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額	円
-------	---